		「託送収益」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損を整理する。
［略］	［略］	［略］
［削る］	［削る］	
	［削る］	
他社購入電力料	他社購入電源費	
	［削る］	
	非化石証書購入費	
［略］	［略］	
［削る］	［削る］	
［略］	［略］	
［削る］	［削る］	

		「他社販売電力料」、「託送収益」、「使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分」、「事業者間精算収益」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損を整理する。
［略］	［略］	［略］
地帯間購入電力料	地帯間購入電源費	
	地帯間購入送電費	
他社購入電力料	他社購入電源費	
	他社購入送電費	
	非化石証書購入費	
［略］	［略］	
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	
［略］	［略］	
遅収加算料金	遅収加算料金	

［削る］	［削る］	
	［削る］	
他社販売電力料	他社販売電源料	
	［削る］	
［略］	［略］	
［削る］	［削る］	
［略］	［略］	
［削る］	［削る］	［削る］
［略］	［略］	［略］

別表第２（第６条、第21条関係）

第１表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

１．一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の各部門（水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準
⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各部門に直接整理（以下「直課」という。）すること。
⑵　［略］

地帯間販売電力料	地帯間販売電源料	
	地帯間販売送電料	
他社販売電力料	他社販売電源料	
	他社販売送電料	
［略］	［略］	
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	
［略］	［略］	
事業者間精算収益	事業者間精算収益	振替供給に係る収益として振替費用算定省令の規定により算定したものを整理する。
［略］	［略］	［略］

別表第２（第６条、第24条関係）

第１表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

１．一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の８部門（水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準
⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、８部門に直接整理（以下「直課」という。）すること。
⑵　［略］